

西脇市新市まちづくり計画の改定について（概要版）

1 新市まちづくり計画とは

新市まちづくり計画は、市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）第5条の規定に基づき合併協議会が策定するもので、一般的には新市建設計画と呼ばれます。

この計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するものであり、本市においては、平成16年度に西脇市・黒田庄町合併協議会において策定しました。

2 計画期間

合併後概ね10年の期間とし、具体的には、平成17年度から平成27年度までを計画期間としています。

3 改定案の概要

(1) 計画期間の延長

（現行）合併後概ね10年の期間 ⇒ （改定案）合併後概ね15年の期間

(2) 財政計画の見直し

現在の状況を踏まえた財政計画の見直し

4 改定の趣旨及び背景

次のような状況を踏まえ、有利な財源の一つである合併特例債を有効に活用していくため、新市まちづくり計画の期間延長等の改定をすることが適切であると考えています。

(1) 法改正による合併特例債の起債期間の延長

平成24年6月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行され、合併特例債の起債期間が5年間延長されました。

(2) 新たな課題への対応

少子高齢化の進行や道路、橋、公共施設等の社会資本の老朽化、防災基盤の整備などの課題が発生してきています。

(3) 普通交付税の合併算定替特例措置の失効に向けた備え

合併後10年間は、合併しなかった場合の旧市町で算定した普通交付税の合計額が交付される特例措置がありますが、平成28年度以降、この特例措置が段階的に縮小され、平成33年度に失効します。

5 計画改定案策定に係る審議過程

改定案の策定に当たっては、兵庫県と協議するとともに、西脇市総合計画審議会を設置し、諮問・審議しています。